

会 議 録

会議の名称	平成29年度第1回東村山市障害者自立支援協議会定例会				
開催日時	平成29年5月18日(木)午後2時00分～4時00分				
開催場所	地域福祉センター 地域福祉活動室				
出席者及び欠席者	<p>●出席者： (定例会委員) 岸野靖子、橋本雅美、村瀬崇、秋元厚彦、高橋節夫、高橋千恵子、高澤律子、山中誠一、田宮良、芦崎康彦、長嶋文夫 (市) 小倉障害支援課長、加藤課長補佐、宮本事業係長、東支援第1係長、後藤支援第2係長、齋藤主任</p> <p>●欠席者：松本委員、千葉委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	0名
会議次第	<p>1. 開会 2. 委嘱状交付及び自己紹介 3. 協議(報告)事項 (1) 定例会及び専門部会委員の就退任の報告について (2) 平成29年度の活動テーマについて (3) 専門部会の活動内容の報告について (4) 東村山市における障害福祉の現状の把握と課題の共有について (5) 講演会・研修会の実施に関する意見交換について (6) 東村山市内社会福祉法人連絡会相談支援事業検討委員会の活動内容の報告について (7) その他 4. 情報交換 5. 閉会</p>				
問い合わせ先	健康福祉部障害支援課 担当者名 加藤 電話番号 042-393-5111 (内線3166) ファックス番号 042-395-2131				
会 議 経 過					
<p>1. 開会 ○委員出席数が過半数を超えているため、会議が成立。欠席委員は2名のみ。</p> <p>2. 委嘱状交付及び自己紹介 ○障害支援課長より橋本委員に嘱状の交付。 ○委員及び事務局自己紹介。 ○会長 傍聴人がいましたら傍聴を許可したいと思いますが、ご異議ありませんか。 (発言する者なし)</p>					

○会長

異議なしと認めます。それでは、傍聴申請があればこれを許可します。

3. 協議（報告）事項

（1）定例会及び専門部会委員の就退任の報告について・・・【資料1】

○会長

次第の3、協議（報告）事項です。（1）定例会及び専門部会委員の就退任の報告についてを議題といたします。事務局から報告をお願いします。

○事務局 A

資料1に基づき報告する。

○会長

事務局からの報告が終わりました。次に進みます。

（2）平成29年度の活動テーマについて・・・【資料2】

○会長

協議（報告）事項の（2）平成29年度の協議会の進め方及び活動テーマについてを議題といたします。事務局から資料2の定例会に関する部分について説明をお願いします。

○事務局 A

資料2に基づき説明をする。

○会長

次に、相談支援部会に関する部分について、相談支援部会長をお願いします。

○相談支援部会長

相談支援部会の活動テーマは、定例会の目標と同様に単年度で解決できるテーマを掲げていないことから、引き続き同じテーマで行なっています。これまでの定例会において当部会の活動報告にてお伝えしているところですが、今年度も「1）日頃の業務を通じて感じた課題を抽出し、解決策等を模索する。」の目標の中で、話し合った結果である「日頃の業務を通じて得た課題やその解決策について出された意見」を基に定例会委員さんに課題を共有していただくことや基幹相談支援センター等のあり方について意見交換をしていくことを予定しております。

また、「2）より良い相談支援のために、障害福祉サービス事業所や他の福祉分野等との意見交換・情報共有の場を持つ。」の目標の中で、関係機関との意見交換も適宜行っていきたいと思います。

○会長

次に就労支援部会に関する部分について、就労支援部会長をお願いします。

○就労支援部会長

就労支援部会も、単年度で解決できるテーマを掲げていないことから、引き続き同じテーマで行なっています。今年度も就労を継続していく上での課題の抽出を市内の就労系の事業所等からお話をお聞きし、解決策を模索していきたいと思います。

○会長

事務局及び各部会長から説明が終わりました。何かご意見・感想等ありますか。

○委員 A

1年間に1回でも研修会で、顔と顔を合わせて話ができる場面はとても有効であり、日々の業務に活かせる場所だと感じている。大きな研修だけでなく、機動性の高い小さな勉強会のあり方を検討・実施していけると、より良い支援に繋がって

いくと思います。

○委員 B

地域の関係機関のネットワークが、大きな課題になると思います。共通事例を数多く積み重ねていくことが重要ではないか。ネットワーク会議を行う時に、どこが声をかけて主として引っ張っていくかが難しいと思います。

○会長

事例検討を積み重ねていくことは、とても大事なことだと思います。ネットワークで引っ張っていく機関を整備していく。後の議題の中にもありますが、基幹相談支援センターの役割等を具体的にしていくと、ネットワークも構築されていくし、支援の質の向上に繋がっていくと思います。

○委員 C

活動テーマの中で、ネットワーク関係と課題整理があるかと思われませんが、その時は事務局の方で、今まで議論された課題がこういう形で抽出されているとご提示いただけるわけですね。それに伴って、課題が出てそれをまとめていくための実効性をどうやって高めていくか、ともすれば会議の中の議論の中でだけ終わってしまって、実質的な実を結ばないようなことがないようにしていかななくてはならない。

○会長

お金をかけずに、実効性を高めていくことが大事だと思っていますので、皆様のご協力の中で、知恵を出し合って検討していきたいと思っています。

○委員 D

顔が見える関係づくりが一番の課題だと感じています。相談支援部会でも相談支援事業所として、何をどこまでできるのか悩まれている。私たち事業所側としては、期待・協力してもらいたいところが多々ある。何かしらの指針、どこまでのラインなのか、ある程度出してあげると行動しやすくなり、私たち各事業所も相談しやすくなっていくと感じております。

○委員 E

ブレインストーミング方式で、みんなで意見を言い合って、批判はせずにお互いのヒントにする形だと、活発な会議になると思います。

○委員 F

29年度の活動テーマは、「解決策を模索する」というテーマを絞り込んでやっていくということで、一歩前進したと思っています。ここにお集まりの皆さん、福祉・医療関係に所属している方ばかりですが、ネットワークが3年目を迎えて、徐々に関係者同士が顔見知りになっていくということでは、順次進んできていると思っています。ただ、生きづらさを抱えているハンディキャップを持っている方が、地域の中で末永く過ごしていただくためには、関係者だけの支援にとどまらず、隣近所、地域住民の力を借りなければならない。フォーマルサービス、インフォーマルサービスをミックスした形で、排除されない仕組みづくりをして、それが行政の障害者福祉計画に反映されていくような取り組みに発展していけば良いと思っています。費用の面など、なかなかハードルが高い面もあるかと思いますが、お金をかけず地域包括ケアシステムが構築されていければ、良いまちになると感じます。

○委員 G

当協議会に参加している支援者は、当事者に近い方が多いので、当事者の方からみて、今これで大丈夫かということを書いてきていただき、協議会等で教えていただければと思います。

○委員 H

相談支援部会では、障害分野、児童から知的、身体、精神、入所施設、東村山の全ての相談支援事業所の集まりです。分野によっては分からないというところがありますが、3年間で共有化が進んだと感じています。

○会長

専門職同士の関わり、顔の見える関係を各相談支援部会、就労支援部会の中で課題を重ねていく中で、出来上がってきたのだと思いますが、更に当事者の声に耳を傾けて、しっかりと権利擁護の向上に向けて、障害者の地域包括ケアシステムについて、障害者だけではなく高齢者・児童など、東村山の皆さまのための地域包括ケアシステムを作っていく必要があると思いました。

それでは、平成29年度の東村山市障害者自立支援協議会の進め方については、このとおり決定したいと思います。このことに、ご異議ございませんか。

(発言する者なし)

○会長

それでは、平成29年度の東村山市障害者自立支援協議会の進め方は、以上のとおり決定いたしました。それでは次に進みます。

(3) 専門部会の活動内容の報告について・・・【資料3、資料4】

○会長

それでは、(3) 専門部会の活動内容の報告についてを議題とします。最初に相談支援部会長報告をお願いします。

○相談支援部会長・・・【資料3】

平成29年2月16日の第3回定例会以後の活動内容について、報告いたします。ご案内のとおり、相談支援部会は、毎月第3木曜日の午前中に開催しております。これまでに、3月16日、4月20日、本日5月18日の計3回開催しています。

活動内容ですが、今年度の相談支援部会の活動テーマの1つでもあります「業務を通じて感じた課題について解決策を考える」と題して、日頃の業務でたくさんの相談を受けて感じたこと・感じていることを出し合い、2グループに分かれて意見交換を行い、課題を抽出するという、まとめをしたところです。

部会では、居住支援を行っているグループホームなどの職員の横の連携を強化し、顔の見える環境を作る必要があるため、当協議会で新たに居住支援を専門とする部会が必要でないかとの意見が出されました。

介護保険への移行ですが、平成30年4月1日にあり方が変わるところで、どのように介護と障害が折り合っていくのか現状では見えていないので、国の動向を注視し、障害と介護保険での変更点を丁寧にお話をしていくしかないと考えています。

○会長

次に、就労支援部会の活動内容の報告についてを、就労支援部会長報告をお願いします。

○就労支援部会長・・・【資料4】

平成29年2月16日の第3回定例会以後の活動内容について、報告いたします。これまでに、5月12日に第1回目となる部会を開催したところです。

第1回目の部会では、就労や就労を継続していく上での諸課題や解決策について協議するとともに、平成27年度より実施している、就労経験等の無い方が就労継続支援B型を利用する際に必要となる、「就労アセスメント票」の内容や実施時期等について意見交換をしたところです。意見交換では、障害のあるご本人については、生活能力の維持や低下などがあり、支援者関係機関では、関係機関との連携の在り

方などについて意見交換をしたところです。

また、解決策については、障害のあるご本人の状況に応じた支援機関の明確化や適切なサービスや作業を提供できる施設を案内することが必要ではないかとの意見が出されました。今後については、委員から出された意見を基に、国・都・市・事業所の役割に分類をし、課題解決に向けて必要な支援方法や機関などを含め、協議を引き続き行ってまいります。

次に就労アセスメント票については、これまでご本人の進路が決まる時期や就労移行支援事業所の受入れ時期等を踏まえ、高等部3年生の1月から2月頃実施しておりましたが、卒業の時期に近いことなどを踏まえ、アセスメントの実施時期について、夏頃に実施することも検討したらどうかとの意見が出され、今年度からアセスメントの時期を夏頃から順次実施する予定で協議をおこないました。

また、本日配布しております資料4の東村山市アセスメント結果シート（案）をご覧ください。当協議会におきまして、裏面の総合的な所見について、障害のある方の強みに視点をおいたらどうかのご意見をいただきましたので、就労支援部会では、「強み」・「育成点」・「総合」と分類し、案として本日の定例会で協議をお願いできればと思います。

○会長

資料3により当市の課題が一定程度整理されました。定例会委員の皆様から、何かご質問・ご意見等ございますか。

○委員H

アセスメントの結果は、終わった段階で関係機関に配布されているのですか。

○事務局B

アセスメント結果シートは、ご本人の同意が取れた方には、必要な関係機関にお渡しをして、今後の支援に向けて活用していると伺っています。

○会長

それでは、各部会の活動内容の報告については、以上とします。次に進みます。

（４）東村山市における障害福祉の現状の把握と課題の共有について

○会長

それでは、協議（報告）事項の（４）東村山市における障害福祉の現状の把握と課題の共有についてを議題とします。これまでこのテーマで意見交換を行ってきているところです。

それでは、引き続き、当市における重要な検討事項である「基幹相談支援センター」や「地域生活支援拠点」についての意見交換も行っていきます。

前回も意見をいただきましたが、より具体的に東村山市にとってどのような基幹相談支援センターや地域生活支援拠点があったらよいか、またどの法人に実施してもらったら良いかなど、ご意見をいただきたいと思っております。

○委員D

障害福祉サービスを提供している上で、課題等があった際は「るーと」に関わっていただいていた。この間「るーと」が基幹相談支援センターではないかと考えながら接してきた。私としては、「るーと」を基幹相談支援センターで進めていただきたいと思っています。

○会長

基幹相談支援センターは、社協の「るーと」が良いのではないかと、具体的な意見をいただきました。どんな基幹相談支援センターが望ましいのか、その辺りにつ

いても具体的に意見をいただきたい。他市でも基幹相談支援センターがありますが、その役割や目的が明確ではなく課題も多いようなので、具体的にご意見をいただければと思います。

○委員 F

前回、他のところを見学に行った話が出ていたので、その様子を教えていただければと思います。

○事務局 B

基幹相談支援センターにつきましては、平成24年に国から相談支援体制の充実と連携強化を目的に、各自治体、地域圏域の中での困難事例等を抽出して、総合的な相談を受けると示されているところです。具体的な示されている内容といたしましては、総合相談、専門相談、地域の事業者支援、相談支援事業所の人材育成、研修会を実施してスキルアップ研修の開催、成年後見、権利擁護、虐待防止、自立支援協議会の運営、地域移行支援、地域定着支援など、精神科病院や長期入所施設からのグループホームへの移行支援なっています。あくまで国としての参考例となっておりますので、基幹支援センターの役割等については、各自治体の地域特性や地域の実状に合わせた形で実施することが望ましいと示されています。現在多摩26市中6市が基幹相談支援センターを設置しております。他の自治体でも前回視察した市も、直営型でやっている市と委託している市がございました。東京都で平成27年度基幹相談支援センター体制整備運営マニュアルを作成したところです。

○会長

個別支援だけではなく、地域の課題、地域支援をどうしていくのかというところが、必要になってきているところなので、基幹相談支援センターの設置の意義は大きいと考えます。

○委員 B

社会福祉法人連絡会でやっていこうとしている相談支援と基幹相談支援センターとの連携はどうなのでしょう。その辺の擦り合わせは全くないのでしょうか。

○委員 F

後ほど社会福祉法人連絡会のことは、ご報告させていただければと思いますが、社会福祉法人連絡会は、子ども、障害者、高齢者の法人もあり、27法人は障害者の法人ばかりではございません。基幹相談支援センターは、障害者の部門でございまして、障害者に特化していると思っています。ただ、連携を全く取らないということはないと思います。社会福祉法人連絡会は、制度の狭間になる方をターゲットにしているので、障害者のサービスに制度にのらないところで、障害者が地域で生きていくために必要なことを、社会福祉法人連絡会に投げかけていただき、協議していくことは可能かと思っています。市としては直営というやり方もあるかと思いますが、社会福祉法人に委託を出すという考えなのでしょう。

○市

実際に現場で働いている方々の意見を抽出して、その中で東村山の障害のある方にとって何が一番良いのか、直営型が良いのか、委託型が良いのかというところは、当協議会でご意見をいただきたいと思っています。

また、地域生活支援拠点については、平成27年度に国から各市の障害福祉計画の目標値として、各市に1ヶ所以上地域生活支援拠点を設置することが、基本指針として出されたところです。地域生活支援拠点は、親亡き後や親御さんの高齢化等に伴って、いかに障害のある方が地域で安定・安心した生活を送ることを目的に、国からは2つの形を出しています。1つ目が基幹相談支援センターや障害者施設が、

24 時間体制で実施する多機能型整備と既存の施設の横のネットワークの中で、市内の事業所の横の連携を強化し整備する面的整備型が、国としてのモデル事業として出されているところです。相談支援部会では、昨年度国が全国 9 市をモデル事業として実施し、東京都内では大田区と八王子市がモデル事業を実施しております。そのため、相談支援部会では、八王子市に視察を行ったところです。八王子市は今ある既存施設を活かした面的整備型で、障害者自立支援協議会を活用して整備をされたと聞いております。

○委員 G

医療分野は、横の連携は強いと思っています。医療もネットワークが軽くて連携がとりやすいので、基幹相談支援センターを設置した際は、医療からの応援も強いのではないかと考えます。

○市

委員 D さんから、既に「るーと」が基幹になっているような気がするというお話がございました。平成 15 年に「るーと」の機関紙、るーと便 1 号で表紙に木が書かれています。葉っぱの部分が支援機関、家族、当事者と書いてあり、なぜ「るーと」と名付けたかという、これらを繋ぐ木の幹になりたいと書いてある。基幹相談支援センターの「幹（かん）」の字が「幹（みき）」となっている。委員 I がおっしゃる通り、現状委託をさせていただいている中で、たくさんの相談を受けていただいている。さらに基幹相談支援センターという役割が付加される中で、当協議会等の意見の中で、こういったことをやるべきという内容によっては、現状の体制では受けられないということもありますし、しかるべき予算を付けなければいけない。事業内容としては、当協議会の中で協議され、どのような機能が基幹相談支援センターには必要だということになれば、市ではどこがやって、どういうところにお金をかけなければいけないのかを、検討しなければいけないと思っています。先ほど相談支援部会の報告にございましたが、東村山市は特定相談支援事業所が増えて、相談の内容も非常に活発であるということです。今まで支援を委託でなければできなかった部分も、相談支援事業所でも力を付けてできるのではと市では思っています。また、先ほどから委員の皆さんが言うように、人材育成という部分が大事になってくる。その人材育成は、当協議会で研修会も開催していますが、事業所や委員の皆さんの状況を見るとともに意見を参考にさせていただきたいと思っております。

○会長

まずは、基幹相談支援センターを作って、段階的に地域生活支援拠点を整備していくという流れの方が、設置の可能性が高いような気がする。基幹相談支援センターが東村山市に必要だということは、皆さまの中で共有されていると思いますが、どういう基幹相談支援センターが必要かということについては、もう少しなのかなと思います。虐待の問題、権利擁護の問題などありますので、専門的に包括的な支援をしていくための、特に困難事例についての基幹の役割は、大変大きなものがあります。あと相談支援事業所の人材育成、しっかりと研修を積み重ねることができるような、そういう力量も必要ですし、65 歳問題ではケアマネとの連携として、高齢とのネットワークをしっかりと持っていくことが求められます。障害と高齢を結ぶ大事な要になる機関としての要件もあると思います。

○委員 D

今、「るーと」がやっていることって何なのですか。それを言っていると、皆さん 1 番分かりやすいと思います。

○事務局 A

「る一と」は、市の委託相談と一般相談支援事業の指定のみで事業を行っており、一般相談支援事業所に求められる役割として、地域移行支援や地域定着支援があります。「る一と」は、3障害対象ということで、老若男女どなたでもご相談くださいとなっています。実際の相談内容は、これから手帳を取りたい、自分・家族に障害があるのかもしれないなど、第一歩のところからの相談がたくさんあります。病院を紹介したり、必要であれば一緒に付き添うこともします。また、愛の手帳が必要となれば、ご家族などから成育歴をお聞きした上で、東京都心身障害者福祉センターに付き添って、手帳の判定までお付き合いしています。手帳を取得後は利用したいサービスを聞き取り、計画相談の事業所に対応をお願いしています。

また、引きこもりがちな方には、学校の先生と一緒に家庭訪問を繰り返しつつ、タイミングをみて就労継続支援 B 型の施設に見学や実習をお願いしたり、サービスに繋ぐまでのお手伝い、訪問から少しでも社会参加に繋がればと、福祉サービス以外のところでも、一緒にお付き合いやお手伝いをして、サービス利用に繋がっていく土台作りをしています。「る一と」は、社会福祉協議会内にありますので、地域包括支援センターや権利擁護の推進機関とも連携し、様々な機関に入った近所の困ったさんの情報を受けて、地域福祉推進の部門と一緒に連携して、その方にとってどうアプローチできるのか、その方に対して困っている皆さんの意識をどう変えていけるのかというところを、今取り組みつつあるところです。

○委員 D

追加して良いですか。訪問介護の事業所連絡会を主体でやっていただいたり、事業所連絡会の部分で、既に協力していただいたりするとすると、ほぼ基幹という感じがしています。

○事務局 C

今、基幹相談支援センターの話や地域生活支援拠点の話が出ているところですが、前回の第3回の定例会の資料をお持ちでしたら、資料1を見ていただくと、役割のイメージとかどういうことを期待しているかが書いてあります。それを基に、委員 H さんの発言や事務局の説明を照らし合わせていただくと、良いかと思います。

○会長

社会福祉協議会がこれまでやってきた歴史というのは深く、東村山市は13町の地域懇談会をしっかりと定期的にやっていて、担当者を決めてコミュニティーソーシャルワーカーの役割を各担当者が果たしているのかと思いますが、そこで色々なネットワークの要になってきていると思います。ただ、基幹を社協だけというのではなくて、今日ご意見いただいたのは、各法人でやるのも一つの案だし、市と社協と各法人が連携してということもありだなというご意見もいただいたので、少しその辺りのことも、当協議会の皆さまのご意見をいただき、方向性が出てくると良いのかなと思います。忌憚のないところで、ご意見をお願いします。

○委員 H

ふれあいの郷は精神疾患の方からの相談業務を行っておりますが、医療機関と連携をしながら、しかるべき措置を取ることが最近が増えてきている。東村山市は精神障害者ケア検討会という、精神障害の方に関わる機関が全て集まる会議が、月に1回あるというのは非常に大きなことで、顔の見える関係、病院も入ってるし、作業所、グループホーム、ふれあいの郷、障害支援課、生活福祉課、保健所、ありとあらゆる場所が入っているの、そこで色々な連携が取れている。私もここで仕事をしています、東村山はこまめなネットワークですごく動くと思っています。東村山は本

当にネットワークができているところだなと実感していて、その中でふれあいの郷も何とかやっていけるんだなと思っています。

○会長

委員Cから実践内容についてお話がありました。基幹相談支援センターとなると、3障害対応でワンストップの相談窓口ということになりますので、やはり専門性も高く要求されると思います。その辺りについては、よく吟味して検討していく必要があると思います。

○委員A

引き続き、障害福祉サービスがより充実していく、今無いサービスを整えていかなければいけないというのがありますが、障害の分野に関わらず、当事者の方が地域で生活していく上では、どうしても福祉サービスだけでは補えない部分があるかと思っています。地域の理解とか住民の支えとか、どうしても不可欠になってくるという認識があります。そういった意味では長年、住民同士のネットワーク活動であったり、住民活動に携わらせていただいた社会福祉協議会がそういった要素で、基幹相談支援センターを受けていくという部分については、一定の意味があるのかなと感じています。

ただ、平成28年度ですが、おかげさまで一とに相談員1名が増員され、これまでの週5日の職員1名、週4日の職員が1名、短時間の非常勤が1名の3名から4名体制となったわけです。近年の相談の実績を見ると、新規相談は年間50～60件とここ2、3年大きく変わらないですし、その中身も特に大きな変化はないのですが、28年度は26、27に比べ、延べ1,300～1,500件と活動実績が増えている現状があります。1名増体制に関しては、相談支援の強化と当協議会の事務局を市と協同させてもらうということで体制強化となったわけですが、28年度事業を行う当初から、単に相談員が1名増えて今までの延長で相談業務をやっていくというのではなく、現場は現場なりに関係機関との調整などの事務に関する業務と、直接的な相談支援というものを分けて意識的に業務を進めてはきたのですが、正直なところ平成28年度の相談実績の増などがあり、かなり繁忙な印象がありましたので、多分に基幹相談支援センターの役割・機能というのは、求めていけば幅広く深いものがあるのかなと思います。もう少し東村山ではどこの役割・機能を求められているのかというところを、一定の整理・議論が必要なのかなという印象があります。

○会長

東村山市にどういった基幹相談支援センターを作るかということだと思いますが、相談員さん一人でやるのは無理だと思います。そうだと潰れてしまうと思います。基幹相談支援センターについては、①総合相談としての専門相談、②権利擁護・虐待防止、③地域移行と地域定着の促進が図られるというところ、そして地域の関係機関のネットワーク、この4つがしっかりできるような基幹相談支援センターであって欲しいし、加えて地域生活支援の拠点をつくる、その作業を基幹相談支援センターは担っていくようなイメージで私は思っていました。あとは新しくどのような地域生活支援拠点を作っていくか整理していく必要があると思います。論議はもう少し必要だと思いますし、東村山の今の課題としては、精神の方への支援が非常に増えてきていて、高齢でも精神の方の問題は、大変大きくて、今後は多問題家族に対しての、包括的な支援が必要だと考えます。精神の方の支援を、今後どのように東村山が位置づけていくのかというのが大きな課題であると思うので、さらに基幹相談支援センターのことは議論を深めていくということによろしいでしょうか。

○市

今、委員 I と委員 E からもお話があった通り、相談実績というところが、計画相談支援が始まったことによって、福祉サービスに繋がってこなかった方々に目が行き届くようになり、また市のサービス支給決定者数も年々増加しているところです。放課後等デイサービス等、支給決定者が増えているような状況がある一方で、これまで従前からの障害のある方の、親御さんの高齢化や緊急的な入院等に基づいて、緊急対応が必要な方が増えている現状は認識しているところです。また、別の会議体でも、今後は障害のある方だけでなく、保健・医療、介護保険や生活困窮者とお子さんも含めて、幅広く福祉というところが出てくるのではないかと、学識経験者等の意見が出ていることも、市として認識しているところです。真に必要な方々が、どういう所にどんな相談をしていけば、サービスや必要な関係機関に繋がっていくかというところを、難しいのはもちろん承知はしているのですが、皆さま方のこれまでの経験等、これからも協議会の場でご意見いただければと思います。

○会長

それでは、東村山市における障害福祉の現状の把握と課題の共有についてについては、引き続き、各部会で各課題について、協議を進めていくものと思われまので、定例会委員さんからも引き続きご意見・ご提案をいただければと思います。次に進みます。

(5) 講演会・研修会の実施に関する意見交換について

○会長

それでは、協議（報告）事項の（5）講演会・研修会の実施に関する意見交換についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 A

先ほど使用いたしました資料 2 をご覧ください。2. 各会議体の役割（1）定例会②の部分です。「研修会等の実施を企画する」とあります。平成 29 年度の進め方については、平成 28 年度第 3 回定例会の会議において決定し、その際、研修会等について、ご意見をいただいたところ、平成 28 年度に実施した研修会と同様の研修会を実施することで意見がまとまっています。

研修会の実施については、先日開催された運営会議では、昨年度に続き、地域の支援者を対象とした講義を山梨県立大学の犬塚先生にお願いしたいことになりました。テーマにつきましても、職員さんのスキルアップに焦点を絞り、昨年度と同様の「支援力向上」をテーマに権利擁護やピアカウンセリングなどについて、有識者から講義とグループワークを通じて知識と支援力向上テーマにお願いさせていただこうかと思っております。研修対象者、研修内容等について、ご意見を伺いたいと存じます。

○会長

事務局から説明が終わりました。ご意見等はございますか。

○委員 F

昨年度犬塚先生に来ていただいて、非常に和気あいあいと研修をすることができました。先生もこのような雰囲気は、1 回やっていただいてお分かりかと思えますので、引き続き先生にやっていただくことは、前回提案させていただいたところです。研修の内容につきましても、権利擁護が興味深いところだと思いますのでよろしく願いいたします。

○委員 H

当協議会の研修会に参加される方というのは、割とヘルパーさんとか普段あまり研修に出てらっしゃらない方が、結構出てられているのが特徴なのかなと思っています。だから研修会の初めは緊張されていますが、実際に大塚先生の研修が終わった後の、参加者の顔がすごく明るくて全然違ったので、あそこまでもっていけるのは凄いなと思いました。

○委員 B

研修会というのは、事業者によりますが、結構出れないところもたくさんある。法人が大きい所は、内部で研修をするところもありますが、職員や非常勤が出られない、現場としては参加したいけど機会がない、お金がないという部分では、こういった機会がたくさんあると参加しやすいというところでは、継続してやっていただくといいと思います。

○委員 J

前回の研修は所用で出られなかったのですが、参加した方からは、内容が良かったって話は聞いていますので、また続けてということですので、ぜひやっていただいて、私も日程調整をして参加したいと思っています。

○会長

研修会の実施については、支援者を対象として、支援者の支援力向上をテーマに権利擁護やピアカウンセリングについて、大塚先生にまた引き続きご講義いただくということとします。次に進みます。

(6) 東村山市内社会福祉法人連絡会相談支援事業検討委員会の活動内容の報告について

○会長

(6) 東村山市内社会福祉法人連絡会相談支援事業検討委員会の活動内容の報告について、委員 I さんお願いします。

○委員 F

東村山市内社会福祉法人連絡会相談支援事業検討委員会の活動内容について報告します。2年ほど前に社会福祉法の改正により、東村山市内において27法人にお声がけさせていただきまして、社会福祉法人連絡会を立ち上げました。冒頭にもありましたように、社会福祉法人は高齢者のみならず、子ども、障害者、様々な事業運営をし、障害者自立支援協議会からは、4名の委員の方が選出されました。市内社会福祉法人連絡会相談事業実施内容ということで、事業の名称につきましては「暮らしの相談ステーション」とする。目的は、この相談事業は法人連絡会の会員が、社会福祉法に規定された「地域における公益的な取り組み」として共同の相談窓口を設置し、無料の相談事業を実施することにより、日常生活または社会生活上の支援を必要とする市民に対する福祉の向上を図ることを目的としています。基本姿勢では、あらゆる相談を受け止めて、相談者に寄り添うようきちんと話を聞くということをもットーにしながら、この社会福祉法人の持っている特性に合わせながら、子どもの相談であったら、子どもの法人に繋いだりだとか、保育園で高齢者の相談があったら、地域包括支援センターに繋ぐだとか、そういったネットワークをフルに使いながら、市民の暮らしやすさを守っていかうところがございます。ケースの引き継ぎ、対応できない相談と思われる場合には、社協へケースを引き継いでいただければと思います。市内の社会福祉法人のネットワークを強化しながら、市民の生活を守ってまいりたいということで、基本的なところは冒頭にも申し上げましたが、制度で括られている所は制度で解決できるのですが、制度と

制度の狭間にある制度では解決できないところについては、法人連絡会が対応してまいりたい基本姿勢でございます。

○委員 B

個人的には、基幹相談支援センターも必ず将来的にはくっついてくるというか、切っても切り離せないものだと思うので、別々に動いていくなれば、あまりできていない間にくっついて、協力し合ってやっていった方が良くかと個人的には思っています。今後横の繋がりというのは非常に大切になってくる、頻度が増えてくるというところではあるかと思っていますので、また皆さんに社会福祉法人だけでなく、分からないこととかお聞きして、情報収集する時には連絡すると思うのでよろしくお願ひします。

○会長

他に何かご意見等、ありますか。

(発言する者なし)

○会長

それでは、次に進みます。

(7) その他

○会長

それでは、(7) その他です。事務局や委員さんから何かありますか。

(発言する者なし)

○会長

それでは、次に進みます。

4. 情報交換

○会長

それでは次第の4、情報交換です。毎回、意見交換を時間の許す限り行っているところです。本日は、委員 D さんと市からお話があると事前に伺っています。最初に、委員 D さん、よろしくお願ひします。

○委員 E

就労支援室の公開講座の件。

○市

臨時福祉給付金とパンフレット「子育て応援！」の案内。

○会長

ご質問等ありますか。

(発言する者なし)

○会長

事前に情報交換したい項目等がありましたら、事務局にお伝えいただければと存じます。最後に、事務局から何かありますか。

○事務局 A

次回の定例会は10月に開催予定です。日程調整のうえ、後日改めて連絡します。

○会長

それでは、以上を持ちまして、平成29年度第1回東村山市障害者自立支援協議会定例会を終了いたします。お疲れ様でした。